

固定資産税の縦覧・閲覧制度をご利用ください

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

①土地、家屋縦覧帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は土地縦覧帳簿に登録された価格を、家屋の納税者は家屋縦覧帳簿に登録された価格を自己所有のものだけでなく他の所有のものも含めて縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。
また、土地を借りている方はその土地について、家屋を借りている方はその家屋及びその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格をどなたでも閲覧できます。

縦覧・閲覧期間 ①4月1日から6月1日まで ②③4月1日以降いつでも可 ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

時間 午前8時30分～午後5時15分 場所:税務課・神泉総合支所地域総務課

手数料 ①③…無料 ②…1件150円(ただし、4月1日～6月1日の縦覧期間に限り無料、写しを希望する場合は、1枚につき10円)

用意するもの 認印、①・②を希望される方は本人確認書類(運転免許証、保険証など)
※代理人の場合は、委任状が必要です。借地・借家人で閲覧を希望される方は、賃貸借契約書などの提示が必要となります。

バイクや軽自動車をお持ちのみなさんへ

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

軽自動車、バイク、農耕作業車など、廃車や譲渡したもののうち、手続きが済んでいないものはありませんか。軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に所有している方に納めていただく税金(年税)です。年度途中で行った登録への月割の課税や廃車で月割の課税の還付はありません。

登録、廃車、名義変更などの手続きがお済みでない方は、早急に手続きをしてください。また、所有者が死亡されている場合も名義変更や廃車の手続きをお願いします。

不明な点は、車種に応じて下記へお問合せください。

種類	取扱窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車等)	神川町役場税務課 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117
	神泉総合支所地域総務課 ☎0274-52-3271
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下) または二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 熊谷市御陵威ヶ原字下林 701-4 ☎050-5540-2027
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 熊谷市新堀字北原 960-2 ☎050-3816-3112

福祉3医療助成制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当・子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

①重度心身障害者医療費助成制度

心身に重度の障害がある方が医療保険制度を利用して受診した医療費の自己負担額を助成します。

【対象者】 ○身体障害者手帳1級～3級の方 ○精神障害者手帳1級の方

○療育手帳^ア・A・Bの方 ○高齢者医療保険の障害認定を受けた方

※ただし、65歳以上の新規手帳取得者は対象外です。

②こども医療費助成制度

町内在住の子どもが医療保険制度を利用して受診した医療費の自己負担額を助成します。

【対象者】 ○町内在住で18歳到達後の最初の3月31日までの方。

※ただし、対象とならない場合もあります。詳しくは町民福祉課までお問合せください。

③ひとり親家庭等医療費助成制度

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、又は父(母)に一定の障害がある場合、医療保険制度を利用して受診した医療費の自己負担額を助成します。

ただし、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

【対象者】 ○母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の保護者と児童(ただし、こども医療費を受給している児童は対象外)

○父(母)に一定の障害がある家庭の児童を監護する母(父)とその児童

※児童とは、18歳になった年度の末日(3月31日)までの子どもです。また、一定の障害がある

児童の場合は20歳になるまでが該当となります。

特別障害者手当、障害児福祉手当のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

●特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

【対象者】 20歳以上であって、精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(おおむね身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A程度の障害が重複する方、あるいは極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など)。詳細についてはお問合せください。

【支給要件】 ①施設に入所していない。 ②継続して3か月を超えて病院等に入院していない。

③所得制限基準額を超えていない。

【手当額】 月額27,200円(令和元年度)

●障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】 20歳未満であって、精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(おおむね身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A程度またはそれと同程度の疾病・精神障害の方など)。詳細についてはお問合せください。

【支給要件】 ①施設に入所していない。 ②障害を支給事由とする年金を受給していない。

③所得制限基準額を超えていない。

【手当額】 月額14,790円(令和元年度)